

和歌山県子ども虐待防止基本計画 (案)



2019年4月
和歌山県

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第2章 児童虐待とは	2
第3章 児童虐待防止のための取組	
1 児童虐待の発生予防	4
2 早期発見・早期対応	9
3 在宅支援、社会的養護の充実	13
4 家族の再統合、自立への支援	17
5 人材の育成	20
■用語解説	22

(本文中の※の用語について解説)

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

児童虐待は、身体のみならず、心にも深い傷を残し、児童※の健やかな成長に深刻な影響を与え、時には生命が奪われる等、重大な事件に発展することもあります。

また、その児童が親になったときに虐待を繰り返す「世代間連鎖」を起こす可能性がある等、将来の世代への影響も懸念され、根絶に向けて積極的に取り組んでいかなければならない問題です。

とりわけ、児童虐待が児童にとって深刻な権利侵害であることから、その対応においては児童の最善の利益を最優先するという視点が重要です。

県では、市町村、関係機関、地域住民等と協力し、発生予防から早期発見・早期対応、里親※、児童養護施設、乳児院等の社会的養護体制の充実、家族の再統合や自立の支援、また、地域における子育て家庭への支援の充実等、児童を虐待から守るための総合的な対策を推進するため、この計画を策定します。

2 計画の性格・位置付け

この計画は、「和歌山県子どもを虐待から守る条例」第9条に基づく基本計画であり、県が市町村、関係機関、地域住民等と連携し、児童虐待の防止に関する取組を進めていくための目標と基本方針を示すものです。

3 計画の期間

計画期間は2019年度から2024年度までの6年間とします。

なお、計画期間中であっても、新たに盛り込むべき事項等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

第2章 児童虐待とは

1 児童の人権

「児童の権利に関する条約」第19条1において、児童は保護者等に育てられている間、暴力をふるわれたり、虐待や放置、搾取等の扱いを受けることがないよう、守られなければならない旨が明記されています。

また、児童福祉法第1条及び第2条において、全ての児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること、全ての国民は、児童の最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならないこと、保護者は児童育成の第一義的責任を負い、国及び地方公共団体は保護者とともその責任を負うこととされています。

保護者から受ける虐待や不適切な養育は児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、児童の人権を著しく侵害するものです。

2 虐待の概念

児童虐待は、児童の側にとって有害な行為をいい、保護者の意図の如何によらず、児童の生命に危険のある暴行だけでなく、「しつけ」と称した体罰や暴言など、児童に対する不適切な関わりをすべて含みます。

児童の安全が守られ、健全な育成が図られているかという、児童を主体とした考え方に立つことが重要です。

3 虐待の種類

児童虐待の防止等に関する法律(以下「児童虐待防止法」という。)では、18歳未満の児童に対する保護者、または、保護者に代わって監護する者が行う不適切な関わりで、次の4つの行為を児童虐待と規定しています。

① 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、または、生じるおそれのある暴行を加えること

(例) 殴る、蹴る等の暴力、戸外へ長時間閉め出す、タバコの火を押しつける、逆さづりにする 等

② 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること、わいせつな行為をさせること

(例) 性行為の強要、性的いやがらせ、ポルノグラフィーの被写体等に児童を強要する、ポルノビデオを見せる、児童に性器を露出する 等

③ ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または、長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待、心理的虐待を放置すること、その他保護者としての監護を著しく怠ること

(例) 適切な食事を与えない、下着等を長時間ひどく不潔なままにする、児童を家に残したままたびたび外出する、重大な病気になっても病院に連れて行かない、児童の意に反して学校へ登校させない 等

④ 心理的虐待

児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

(例) 「バカ、死ね」等、児童の心を傷つけることを繰り返し言う、児童を無視したり拒否的な態度をとる、他のきょうだいとの差別、児童が同居する家庭におけるDV(ドメスティックバイオレンス)[※] 等

第3章 児童虐待防止のための取組

1 児童虐待の発生予防

(1) 現状・課題

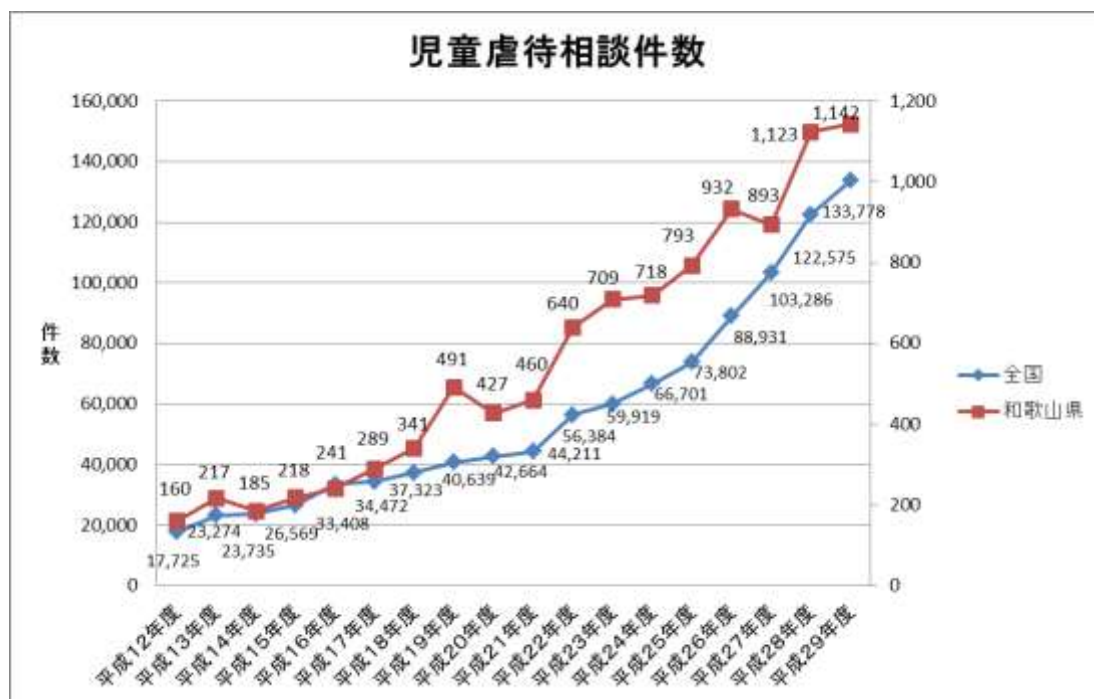
- 児童相談所への虐待の相談件数は年々増加し、平成29年度は1,142件で、児童虐待防止法が施行された平成12年度の160件から約7.1倍となっています。

また、児童相談所で対応した相談の内容については、身体的虐待325件、ネグレクト280件、心理的虐待526件、性的虐待11件で、主な虐待者は84%が実父母となっています。

児童相談所へ寄せられた虐待相談のうち、最も多いのは警察371件(32%)、次に市町村245件(21%)、次いで近隣・知人127件(11%)となっています。

- 児童相談所への虐待相談は、平成12年度から平成25年度までは身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待の順に多く相談が寄せられていましたが、平成26年度から心理的虐待が最も多くなっています。

<児童相談所における児童虐待に関する相談件数の推移>



- 国の「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」の報告では、平成28年度の虐待による死亡事例(心中以外)は49例(49人)で、そのうち0歳児の割合が65.3%(32人)と最も高くなっています。

また、実母の抱える問題としては、「予期しない妊娠/計画していない妊娠」が49.0%(24人)、「妊婦健診未受診」が46.9%(23人)と高い割合を占めています。

さらに、死亡事例(心中以外)のうち、死亡に至った事件の発生以前に虐待通告がなかったものは75.5%でした。
- 児童相談所への虐待相談のうち、家庭の状況の変化に気づきやすい近隣・知人からの通告を見ると、平成19年度は21件(4%)でしたが、平成29年度は127件(11%)となっており、広報・啓発による効果が出ていると考えられます。

しかし、死亡事例(心中以外)の多くは虐待通告がなかったという検証報告もあることから、今後も児童虐待防止に向け、すべての児童の健全な心身の成長を促すため、広く県民に対し、児童虐待の基本的な知識、児童に及ぼす影響、発見した場合の通告義務や通告先、相談窓口等について、広報・啓発を行うことが必要です。

また、児童が今後、自身の子育てにおいて望ましい行動を取れるよう、正しい知識を持つための取組が必要です。
- 子育て家庭をとりまく環境は、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、親族や地域からの支援が受けづらいものとなっており、保護者の育児に対する不安感や負担感を軽減するために、身近な場で日常的、継続的に子育てを支援する取組が必要です。

特に、保護者が育てづらさを感じ負担を抱えやすい発達障害※のある児童等への支援や、親子共に周囲に悩みを打ち明けにくい性暴力被害に対する支援も大切です。
- 妊娠の届出や乳幼児検診等の母子保健施策は、市町村が広く妊産婦等と接触する機会となっており、児童虐待の発生予防や早期発見に資するものであることから、母子保健施策と児童虐待防止施策との連携をより一層強化することが必要です。

また、医療機関や民生委員・児童委員、保育所、NPO等と連携し、地域全体で支援する仕組みづくりも重要です。

(2) 取組の方向性

①児童虐待防止に向けた県民意識の醸成

項目	内容
児童虐待を防止するための啓発・学習の実施	児童虐待防止推進月間※(11月)を中心に、広報誌、マスメディア、ホームページ等を活用し、広く県民に対して、児童虐待の基本的な知識、児童虐待が児童に及ぼす影響、相談窓口等の広報・啓発を行います。
	体罰や暴言による「しつけ」は、児童の成長に悪影響を及ぼすものであるため、「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」※等の教育資材を活用し、関係機関と連携し、広く周知するとともに、体罰によらない育児について啓発を行います。
	児童自らが虐待等の暴力から身を守る力を身につけるため、学校や保育所等による、児童や保護者、教員、保育士等を対象とした児童の権利擁護に関する研修の実施を促進します。
	児童が同居する家庭における DV(ドメスティックバイオレンス)は、児童に著しい心理的外傷を与えることであると広報するとともに、関係機関と連携し DV 防止の啓発を行います。
児童へのふれあい体験学習等の実施	市町村、学校等と連携し、乳幼児とのふれあい体験学習等を推進します。
	市町村、学校、児童養護施設等と連携し、望まない妊娠を防ぐための予防教育等を推進します。
	市町村、学校等と連携し、デートDV※防止啓発を行います。

②子育て家庭に身近な相談・支援体制の充実

項目	内容
地域における子育て支援の促進	和歌山県子ども・子育て支援事業支援計画「紀州っ子健やかプラン」※に基づき、地域子育て支援拠点事業※等、地域での子育て支援を促進します。
	全市町村での、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する子育て世代包括支援センター※の設置と機能強化を図ります。
児童と家庭に関する相談等の充実	子どもメンタルクリニック(子ども・女性・障害者相談センター内)において、児童の情緒・行動上の問題に関する診療や保護者に対するガイダンス、育児不安や産後うつ病等のこころの問題を抱える母親の診療等を行います。
	児童家庭支援センター※において、相談員・心理担当職員による児童と家庭に関する相談支援を行います。
	子どもと家庭のテレフォン110番及び児童相談所全国共通ダイヤル189において、子育てに関する相談及び虐待の通告について、24時間365日体制で対応します。
虐待防止のための保護者援助の充実	子育て家庭における育児に対する不安や負担を軽減するため、市町村での保護者に対する育児方法等の研修や親支援プログラムなどの実施を促進します。
	児童相談所は、児童や保護者の様々な悩みに対応するため、養護・保健・障害・非行・育成相談等を行います。
発達障害児に対する支援	発達障害に関する理解を深めるため、県民に対する広報・啓発や、講演会、研修等を行います。

	発達障害者支援センター※による研修や相談支援を実施し、保健師や教員等、発達障害の支援者の専門性を高めるとともに、地域で核となって支援を進める人材を育成し、県内全域において専門的な支援を提供できる体制整備を行います。
性暴力被害に対する支援	性暴力救済センター和歌山(わかやま mine)※において、女性支援員が性暴力に関する相談支援を行います。

③母子保健事業等と連携した未然防止、子育て家庭を支援する地域づくり

項目	内容
市町村の母子保健事業と連携した早期発見と支援	母子健康手帳の発行、新生児訪問、乳幼児健診や育児相談等の母子保健事業を通じて支援を要する家庭を早期に発見し、適切な支援が行われるよう、市町村に対し技術的支援を行います。
医療機関と市町村、保健所との連携	要支援家庭を把握した医療機関から市町村、保健所への情報提供が積極的に行われ、市町村における早期対応が可能となるよう、医療機関への働きかけを行います。
関係機関等の連携による要支援家庭への支援の促進	民生委員・児童委員、NPO、保育所・認定こども園、幼稚園・学校、児童福祉施設等、地域の支えあいによる要支援家庭の支援を促進します。

2 早期発見・早期対応

(1) 現状・課題

- 児童虐待の背景には、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えているケースや、産前産後の心身の不調、複雑な家庭環境等の問題があり、一つの機関だけでは十分状況を把握できない場合があります。

こうした状況に対応するため、市町村などが実施する子育て支援事業等により家庭の状況を把握し、早期に必要な支援につなぐことが大切です。
- 児童虐待を見逃さず、早期に発見するため、最も身近な相談窓口である市町村において、児童とその家庭及び妊産婦等を対象に、児童家庭相談全般を担う子ども家庭総合支援拠点※の整備が必要です。
- 児童虐待は、発見、対応が遅れると、児童の心身に大きな被害を及ぼし、最悪の場合は死に至ることもあることから、関係機関による速やかな情報共有が大切です。

現在、県内すべての市町村に児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会※が設置されており、民間団体等も含めた幅広い関係機関での情報共有等を行っています。

さらに、平成28年度の児童福祉法改正により、医療機関、児童福祉施設、学校等が支援を要する家庭や妊婦等を把握した場合は、個人情報保護法や守秘義務に違反することなく、児童相談所や市町村に情報を提供できるとされました。
- 児童虐待が発生した場合、児童相談所と市町村は、速やかに情報共有を行い、迅速に対応することが必要であることから、「和歌山の子・みまもり体制に関する協定書」※を締結し、的確な対応を行っています。

また、複雑な生育歴や様々な価値観を持ち合わせる児童及び養育者に寄り添えるよう、専門的な知識を保有する人材の育成と人員体制の強化に努めるなど、児童相談所及び市町村の体制を整備することが必要です。

(2) 取組の方向性

①児童虐待を見逃さない保健・医療・福祉・教育等の連携推進

項目	内容
市町村を中心とした支援体制の充実	市町村は、要保護児童対策地域協議会において、支援を要する児童や家庭等に関する情報共有を徹底し、各機関による連携した支援を行います。
	全市町村での、児童とその家庭、妊産婦に対する児童家庭相談全般を担う子ども家庭総合支援拠点の整備を図ります。
	市町村における乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)※、養育支援訪問事業※、未就園児等全戸訪問事業※の実施を促進します。
	「和歌山県市町村児童家庭相談マニュアル」※を活用し、市町村職員の専門性を向上させ、効果的な家庭支援を実施できるよう支援します。
	民生委員・児童委員、母子保健推進員、子育て支援関係者による活動を促進し、連携を図ります。
関係機関等との情報共有の徹底	支援を要する児童等に接する機会が多い、医療機関、児童福祉施設、学校等の職員に対し、児童虐待の早期発見・早期対応の意識を向上させるとともに、市町村や児童相談所への情報共有を徹底するよう働きかけます。
	児童相談所は、学校、保育所・認定こども園、幼稚園、医療機関等からの児童虐待の相談に対して助言・指導を充実させ、支援を必要とする児童や家庭に係る情報共有を行います。

	医療機関に対し、さまざまな診療科が連携して児童虐待に組織的な対応ができる体制づくりや、市町村等の関係機関と連携するための専門職員の配置の必要性について理解を求めています。
	和歌山県児童虐待防止連絡協議会※を通じて、保健・医療関係機関、教育福祉関係機関、司法・警察・消防関係機関、地域活動機関等と情報共有や連携を行います。

②児童虐待通告への迅速・的確な対応

項目	内容
48時間以内の安全確認の実施及び児童の安全を最優先にした一時保護	児童相談所及び市町村は、「和歌山県児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」※を用いて虐待リスクを客観的に把握します。
	児童相談所及び市町村は、関係機関の協力を得て、通告を受けてから48時間以内に直接目視することを基本とする安全確認を行います。 また、児童相談所は、必要に応じて、警察への援助要請を行った上で、立入調査や臨検・捜索を行います。
	児童相談所は、安全確認の結果、児童の安全が確保されないと判断した場合には、躊躇なく一時保護を実施します。
関係機関との連携強化	児童相談所と市町村は、「和歌山の子・みまもり体制に関する協定書」及び「和歌山県市町村児童家庭相談マニュアル」に基づき、適切な役割分担のもと児童虐待に対応します。 また、児童相談所は専門性を有することから、市町村への技術的助言を行います。

	<p>市町村は、要保護児童対策地域協議会において、支援を要する児童や家庭等に関する情報共有を徹底し、各機関による連携した支援を行います。【再掲】</p>
	<p>児童相談所と市町村は、児童虐待相談対応を行っている児童が転入出した場合、適切な支援が継続して行われるよう、事案の引継を対面により確実にしています。</p>
	<p>児童相談所と警察は、「児童虐待事案における情報共有に関する協定書」及び「児童相談所と警察の児童虐待事案に関する連絡基準」に沿って、緊急連絡、個別相談協議を行います。</p> <p>また、児童虐待事案に適切な対応をするための合同訓練を実施します。</p>
	<p>児童相談所と検察は、児童虐待に関連した事件について、児童の安全確保を最優先に対応するため緊密な連携を行います。</p> <p>また、児童の負担軽減のため、児童相談所、警察及び検察による協同面接を積極的に取り入れます。</p>
<p>児童相談所の体制の強化</p>	<p>児童福祉司※や児童心理司※の増員を適宜行うとともに、弁護士や医師、警察官などの配置により、専門的な相談や法的措置が必要な事案に対して、迅速に対応します。</p>

3 在宅支援、社会的養護の充実

(1) 現状・課題

- 児童福祉法において、国及び地方公共団体は、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援するものとされています。

ただし、家庭における養育が適当でない場合には、児童の心身の回復を図り、愛着形成が促進されるよう、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるように必要な措置を講ずるものとされています。

- 児童相談所が相談対応等を行った児童のうち、約95%の児童が在宅支援となっています。市町村が身近な場所で、児童や保護者に寄り添って継続的に支援するとともに、児童相談所による専門的な支援を行うなど、市町村と児童相談所の役割分担を明確にした上で十分に連携し、家庭における養育力の向上に取り組む必要があります。

- 児童相談所が相談対応等を行った児童のうち、約5%の児童が里親や児童養護施設等で生活しています。

できる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、原則として里親、ファミリーホームを優先するとともに、施設での養育もできる限り家庭的な環境で行えるように、小規模化等を進める必要があります。

- 平成30年3月1日現在、里親は128世帯登録されており、このうち38世帯の里親家庭に51人の児童が暮らしています。

また、ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)[※]は7か所あり、24人の児童が暮らしています。国においては、里親等委託率を上げていくことが目標として掲げられています。

- 県内には、児童養護施設が8か所、乳児院が1か所、グループホーム(地域小規模児童養護施設)が2か所あります。平成30年3月1日現在、定員379人に対して、339人が入所しており(定員充足率89.4%)、そのうち虐待を受けた児童は約7割となっています。

- 児童養護施設等で生活している児童は、何らかの事情により家庭での養育が受けられなくなった児童であることから、信頼できる大人や仲間の中で安心して生活を

送れるよう、児童養護施設等での虐待防止対策を徹底する必要があります。

(2) 取組の方向性

①在宅の児童や保護者に対する相談支援体制の強化

項目	内容
在宅の児童や保護者に対する相談支援体制の強化	市町村は、「和歌山の子・みまもり体制に関する協定書」に基づき、要保護児童対策地域協議会の各機関等と連携した地域における見守りの充実に取り組みます。 また、児童相談所及び児童家庭支援センターは、児童や保護者に対して専門的な支援を行います。
	児童相談所と市町村は、児童虐待相談対応を行っている児童が転入出した場合、適切な支援が継続して行われるよう、事案の引継を対面により確実にを行います。【再掲】

②家庭的な養育環境における児童のケアの充実

項目	内容
里親委託の推進	児童を家庭で養育することが困難な場合、代替養育は家庭での養育を原則とするという考え方に基づき、児童養護施設等への措置に優先して里親委託を行います。
	里親月間(里親を求める運動)※(10月)を中心に里親会等と連携し里親制度の広報・啓発を行い、里親登録者数の増加を図ります。
	里親支援機関※や里親支援専門相談員※と連携して里親委託を促進します。 また、里親支援機関を拡充するとともに、里親支援専門相談員の配置を促進します。
里親への支援	専門里親※の登録を推進するため、専門里親養成研修への参加を支援します。

	<p>未委託里親への委託を推進するため、里親を対象とした研修の実施や児童養護施設等における施設入所児童家庭生活体験事業※を実施します。</p>
	<p>児童相談所や里親支援機関による里親家庭への定期的な訪問支援、相談、指導等を行います。 また、養子縁組については、医療機関や民間あっせん機関と連携しつつ、相談支援を行います。</p>
	<p>里親相互の交流を促進するため、里親会と連携し、里親サロンや各種講習会等を開催します。</p>
<p>ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)の設置促進</p>	<p>養育者の住居で、一定人数(5～6人程度)の児童の養育を行うファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)の設置を促進するとともに、その質の向上に取り組めます。</p>
<p>児童の状況に合った里親、施設への措置</p>	<p>虐待を受けた児童等、一定の専門的ケアを必要とする児童については、専門里親へ委託を行います。 ただし、里親家庭では困難な専門的ケアを要する等の理由がある場合は、小規模化された施設での養育を行います。 さらに、軽度の情緒障害を有する等ケアニーズの高い児童については、児童心理治療施設において、心理療法やグループ療法等の専門的なケアを行います。</p>
<p>児童養護施設等におけるケア機能の充実</p>	<p>児童養護施設等において、心理療法担当職員や被虐待児個別対応職員の配置などにより、きめ細やかな児童の支援を行います。</p> <p>児童養護施設等において、より家庭的な環境に近い少人数の集団による指導の実施や個室化等、各施設の状況に応じたケア形態の小規模化を促進し、児童の生活の質の向上を図ります。</p>

	児童養護施設(里親委託を含む)入所中の児童の学習能力の向上を図ります。
--	-------------------------------------

③児童養護施設等で生活する児童の権利擁護の推進

項目	内容
児童の権利擁護の強化	児童養護施設等で生活する児童や一時保護された児童の権利擁護の観点から、児童福祉審議会措置専門部会などを活用し、児童の意見を聞く機会を持つ等、児童の意見表明権を保障する取組を行います。
児童の権利擁護に関する研修・教育の充実	里親やファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)、児童養護施設等の関係者に対して、児童の権利擁護に関する研修を行います。
	児童自身の権利に対する意識の向上のため、「子どもの権利ノート」※の活用や児童養護施設等での取組を促進します。
施設等における虐待防止対策の実施	児童福祉施設に義務付けられている3年に一度の第三者評価と毎年の自己評価結果に基づき各児童福祉施設が取り組む改善状況について確認し、児童福祉施設の支援体制の充実を図ります。
	被措置児童等虐待※が発生した場合には、迅速に児童の安全を確認し、問題の解決を図ることができるよう、「和歌山県被措置児童等虐待対応マニュアル」を活用し、児童の権利擁護に努めます。

4 家族の再統合、自立への支援

(1) 現状・課題

- 児童虐待防止法では、国及び地方公共団体は、虐待を行った保護者に対する家族の再統合に向けた支援を行うことが求められています。児童が家庭に復帰した後、良好な家庭環境で生活を送っていくためには、児童と保護者に対する継続した支援、地域での市町村、関係機関等による見守りが必要です。

- 家族の再統合について、保護者の意向に左右されること等により、実効ある支援が十分行われなことがあるなど、支援の際の関係機関の連携が不十分になることがあります。
また、措置を解除した後に、より深刻な虐待が発生するケースが見られる場合があります。
そうした状況にならないよう、家族の再統合については、関係機関が十分協議し、第三者による意見を参考にするなど、適切な対応が必要です。

- 社会的養護を受ける児童の多くは、自立の際に、精神的にも経済的にも保護者等からの支援を受けられず、社会の中で生活していかななくてはならない場合があります。

- 社会的養護の下で育った児童も、他の児童達とともに、社会への公平なスタートを切り、自立した社会人として生活できるように、生活の援助や自立に向けた支援が必要です。

(2) 取組の方向性

①家族再統合への取組強化

項目	内容
家族の再統合に向けた支援	児童相談所は、里親、児童養護施設、市町村等と連携し、児童や保護者に関する情報を共有しつつ、保護者に対する支援を行います。

	<p>保護者に対して子育ての方法や親子の関わり方についての研修や親支援プログラムを実施する等、家庭での養育力向上のための取組を推進します。</p>
	<p>児童の家庭復帰に際し、その適否について客観性と専門性の向上の観点から児童福祉審議会措置専門部会の意見を聞く等、第三者の意見も参考にして判断します。</p> <p>また、児童相談所は、児童を家庭復帰させる場合には、「和歌山の子・みまもり体制に関する協定書」に基づき、関係機関等と事前に十分協議します。</p>
児童が復帰した家庭に対する支援・見守り体制の充実	<p>児童が家庭復帰した後は、市町村が主体となり、要保護児童対策地域協議会の各機関等と十分連携して支援を行います。</p>
	<p>児童相談所と市町村は、児童虐待相談対応を行っている児童が転入出した場合、適切な支援が継続して行われるよう、事案の引継を対面により確実にを行います。【再掲】</p>

②児童養護施設等を退所した児童等の自立支援の充実

項目	内容
児童等の自立への支援	<p>児童養護施設分園型自活訓練事業※の実施等、児童養護施設等における自立に向けた取組を促進します。</p>
	<p>児童養護施設を退所した後、社会生活を送っている児童等を支援するため、施設職員による、電話相談や家庭訪問、職場訪問による相談支援など、アフターケアを促進します。</p>
	<p>自立援助ホーム※において、児童養護施設等を退所した児童等に日常生活上の援助、生活指導等を実施します。</p>
	<p>児童養護施設等を退所する児童等の就職やアパート等の入居を支援するため、身元保証人確保対策事業※を行</p>

	います。
	児童養護施設等を退所し進学または就職する児童等に対して、生活費や家賃、資格取得費の貸付を行います。

5 人材の育成

(1) 現状・課題

- 児童相談所には児童福祉司が配置されており、児童虐待等の児童福祉に関する相談の対応や専門的技術に基づく指導等を行っています。児童相談所には様々な法的権限が与えられており、児童の安全を守るためにこの権限を適切に行使する社会的な使命を担っています。
- 市町村は、児童福祉法により児童虐待等をはじめとする児童家庭相談が業務と位置づけられており、事務を適切に行うために必要な体制の整備、人材の確保及び資質の向上に取り組まなければなりません。
また、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)等の訪問事業の実施や要保護児童対策地域協議会の調整等、地域において、児童虐待防止のための重要な役割を担っています。
- 児童相談所や市町村の職員においては、児童虐待に適切に対応できるように、児童虐待のリスク要因の分析や家庭環境、児童の発育発達を理解等、高度な知識が求められるため、職歴に応じた専門性の向上、人材育成が必要です。
- 地域における児童虐待に対する取組を推進するためには、学校、保育所、医療機関、民間団体等の関係機関における人材の育成や専門性の向上、地域住民に対する知識の普及等に取り組む必要があります。

(2) 取組の方向性

①専門人材の資質向上

項目	内容
児童相談所の専門性の向上	援助技術等の向上のため、初任者から中堅職員、指導的立場にある職員(スーパーバイザー※)まで、それぞれの実務経験に応じた研修を体系的に実施するとともに、一般職員の児童福祉司任用資格の取得に取り組みます。

	児童相談所と警察は、児童虐待事案に適切な対応をするための合同訓練を実施します。【再掲】
市町村職員の専門性の向上	市町村における相談対応技術の向上、市町村ネットワークの機能強化のため、各種研修を行います。 また、市町村職員の児童相談所への受け入れを行います。

②地域の関係機関の人材育成

項目	内容
関係機関等における人材の育成	学校、保育所、医療機関、民間団体等を対象とした研修の実施や、関係機関や地域等で開催される研修会等への講師派遣を行います。

用語解説(五十音順)

子育て世代包括支援センター

市町村が設置する、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援をワンストップで行う拠点です。母子保健法における名称は「母子健康包括支援センター」です。

子ども家庭総合支援拠点

市町村が設置する、児童とその家庭の相談支援や、地域の関係機関による子育て支援ネットワークの構築等を担う拠点です。

子どもの権利ノート

児童が里親等に委託される又は児童養護施設等に入所する際に配布し、児童の権利擁護について伝えるためのしおりです。平成14年度から配布を開始しました。

子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～

体罰によらない育児を推進するために作成されたリーフレットです。体罰・暴言は児童の発達に影響を及ぼすことを解説し、子育てに向き合うための5つのポイントを紹介しています。

里親

保護者のない児童、虐待された児童、その他環境上養護を要する児童を都道府県知事が適当と認める者が家庭で養育する制度です。里親の種類は養育里親（専門里親含む）、養子縁組によって養親となることを希望する里親、親族里親があります。

里親支援機関

里親制度についての広報・啓発や里親の開拓、里親に児童を委託するにあたっての調整、里親家庭への訪問指導や養育相談等の支援を行う機関です。

里親支援専門相談員

児童養護施設及び乳児院に配置される専門職員であり、児童相談所や里親会等と連携し、里親の新規開拓、里親家庭への訪問指導、アフターケア等、地域の里親やファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）を支援する業務を担っています。

里親月間(里親を求める運動)

毎年10月は里親月間（里親を求める運動）と定められており、里親制度の普及啓発など、全国的に様々な取組が実施されています。

施設入所児童家庭生活体験事業

児童養護施設等へ入所している児童が、週末や夏期休暇等を利用して、里親やボランティア家庭等において家庭生活の体験を行います。

児童

本計画では、満18歳未満の者をいいます（児童福祉法第4条に定義）。

児童家庭支援センター

地域の児童に関するさまざまな問題について、児童や家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童に対する指導や児童相談所等との連絡調整等を行います。

児童虐待防止推進月間

児童虐待防止法が施行された11月が「児童虐待防止推進月間」と定められており、児童虐待防止のための広報啓発など、全国的に様々な取組が実施されています。

児童心理司

児童相談所に配置される心理の専門職員で、児童の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察などによって、心理診断などを行います。また、各種心理療法を行い、課題の解決を支援します。

児童福祉司

児童福祉法に基づき児童相談所に配置される専門職員で、児童の福祉に関する相談の対応や専門的技術に基づく指導等を行います。児童福祉法施行令では、人口4万人が児童福祉司1人あたりの担当区域とされています（平成31年1月現在）。

児童養護施設分園型自活訓練事業

児童養護施設に入所している児童が、退所前の一定期間、地域の家屋やアパート等で、自立に向けての訓練等を行います。

自立援助ホーム

義務教育を終了した20歳未満の者であって、児童養護施設等を退所した者等に対し、共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行います。

スーパーバイザー

指導的立場にある職員で、児童福祉司等の相談・援助等を行う職員に対し、職務遂行

に必要な技術について、助言・指導等を行います。

性暴力救援センター和歌山(わかやま mine)

性暴力被害者の相談を受け、緊急医療（避妊医療等）が必要な場合は産科医療につながるとともに、事後の心のケアなどの総合的支援を行い、心身の負担軽減、健康回復、警察への届出促進及び被害の潜在化防止を図ることを目的に設置した相談機関です。

専門里親

虐待された児童や非行等の問題を有する児童、身体障害や知的障害など、一定の専門的ケアを必要とする児童を養育する里親です。

地域子育て支援拠点事業

地域に子育て支援の拠点となる施設（センター型、ひろば型等）を設置し、子育て親子の交流の促進や子育てに関する相談等を行います。

DV(ドメスティックバイオレンス)

夫から妻、母から子、子から親、きょうだい間の暴力等、直訳すると「家庭内の暴力」となります。国内では主に、配偶者や恋人等、親密な間柄での暴力という意味で使われています。

デートDV

恋人間の暴力のことを言います。暴力は、殴る、蹴るだけではなく、人前でバカにしたり、携帯電話やメールを細かくチェックして、行動を監視したりする精神的暴力や、性行為の強要などの性的暴力も含まれます。

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。また、母子の心身の状況や養育環境等を把握し、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスの提供につなげていきます。

発達障害

平成17年4月に施行された発達障害者支援法では、それまで法律や福祉制度等の対象となっておらず、十分な対応がなされていなかった障害を「発達障害」として規定しました。発達障害者支援法による「発達障害」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であって通常低年齢において発現するもの」です。

発達障害者支援センター

発達障害者支援法に基づき設置される発達障害者の支援を行う機関です。発達障害児（者）やその家族からの相談の対応、専門的な発達支援、就労の支援や医療・保健・福祉・教育等の関係機関等に対する情報提供及び研修等を行います。

被措置児童等虐待

里親へ委託された児童や施設等へ入所措置等をされた児童（被措置児童等）に対して、里親や施設職員等が行う虐待を指します。

ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)

里親等の養育者が自宅において、複数の児童を家庭的な環境の下で養育する施設です。

未就園児等全戸訪問事業

福祉サービス等を利用していない未就園児や不就学児がいる家庭への訪問を行い、目視による児童の確認や養育環境の把握を行います。

身元保証人確保対策事業

児童養護施設等を退所した児童が就職やアパート等を賃借する際に施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約の保険料を補助します。

養育支援訪問事業

児童の養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な家庭等に対して、保健師、助産師、子育てOB等が家庭訪問し、育児・家事等の援助を行い、家庭での安定した子育てを支援します。

要保護児童対策地域協議会

養育支援等が必要な児童や保護者等の情報を共有し、連携して支援を行うため、児童相談所や学校、保育所、警察、民生・児童委員等で構成する児童福祉法に基づく協議会（児童を守る地域ネットワーク）です。

和歌山県子ども・子育て支援事業支援計画「紀州っ子健やかプラン」

子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく和歌山県の計画で、平成27年度から平成31年度までの5カ年計画です。

和歌山県児童虐待防止連絡協議会

児童福祉法に基づく県の要保護児童対策地域協議会。県、市町村、福祉、保健、医療、教育、警察、司法等の関係機関で構成しています。

和歌山県市町村児童家庭相談マニュアル

厚生労働省で策定された「市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）」に基づき、市町村と児童相談所の役割を明確にし、児童虐待相談対応手順等を記載した、市町村児童家庭相談における実務者向けマニュアルです。

和歌山県児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール

児童や保護者等の情報について、評価項目に基づいて虐待のリスクを評価し、保護の要否及び重症度の判定を行うために開発した、児童相談所と市町村の共通の評価指標です。児童虐待通告受理時や虐待リスクの再評価時等で使用します。

和歌山の子・みまもり体制に関する協定書

児童虐待通告のあった児童の地域における相談支援体制に関し、県と市町村の役割分担を明確にし、相互連携により児童の適切な支援を行うことを目的として、平成30年度に和歌山県と全市町村において締結した協定書です。